

国 住 備 第 109 号
総 行 地 第 195 号
府 政 防 第 1827 号
令和 2 年 1 2 月 2 5 日

各都道府県・指定都市 空家等施策担当部（局）長 殿
各都道府県・指定都市 防災担当主管部（局）長 殿

国土交通省 住宅局 住宅総合整備課長
(公印省略)

総務省 自治行政局 地域振興室長
(公印省略)

内閣府 政策統括官（防災担当）付参事官（総括担当）
(公印省略)

空家等対策に係る災害対策基本法の規定に基づく措置について（周知）

空家等対策特別措置法（平成 26 年法律第 127 号。以下「空家法」という。）第 5 条第 1 項に基づく空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針（平成 27 年総務省・国土交通省告示第 1 号）三 2 空家等に対する他法令による諸規制等において、「空家等については、この法律に限らず、例えば（中略）災害対策基本法、（中略）各法律の目的に沿って適正な運用を図る一環から、適切な管理のなされていない空家等について必要な措置が講じられる場合も考えられる。」とされております。

台風、大雨等の緊急時における空家法第 2 条第 1 項に規定する空家等に対する、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置については、多くの市町村で条例の規定に基づき必要な対処を実施しているところです。このほかに、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合には、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。以下「災対法」という。）第 62 条第 1 項の規定に基づき、消防、水防、救助その他災害の発生を防禦し、又は災害の拡大を防止するために必要な応急措置を実施することとなるとともに、同法第 64 条第 2 項の規定に基づき、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、応急措置の実施の支障となるものの除去等の必要な措置をとることができることとされております。これに関し、発災時等に外壁等の飛散のおそれのある部分の撤去又は修繕等の措置、積雪に伴い応急措置の支障となる空家等又はその一部の除却等の措置についても、災対法第 62 条第 1 項の応急措置又は同法第 64 条第 2 項の必要な措置に該当する可能性があることから、各市町村においては、平時より災対法に基づく対処も念頭に、空家等施策担当部局と災害対策担当部局との必要な連携体制の構築等を図るとともに、必要に応じて、災対法の規定の適用について空家法第 6 条第 1 項に基づく空家等対策計画に位置付け、当該計画に基づき必要な対処を図られますようお願いいたします。

なお、貴都道府県におかれましては、貴管内市区町村（指定都市を除く。）に対して本通知を周知していただきますようお願いいたします。

以上

参照条文

○空家等対策の推進に関する特別措置法（平成二十六年法律第百二十七号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「空家等」とは、建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。

2 （略）

（基本指針）

第五条 国土交通大臣及び総務大臣は、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 空家等に関する施策の実施に関する基本的な事項
- 二 次条第一項に規定する空家等対策計画に関する事項
- 三 その他空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

3 国土交通大臣及び総務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するものとする。

4 国土交通大臣及び総務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

○空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針（平成二十七年二月二十六日付総務省・国土交通省告示第一号）（抄）

三 その他空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

2 空家等に対する他法令による諸規制等

空家等については、この法律に限らず、例えば建築基準法、消防法、道路法、災害対策基本法、災害救助法等各法律の目的に沿って適正な運用を図る一環から、適切な管理のなされていない空家等について必要な措置が講じられる場合も考えられる。関係法令の適用を総合的に検討する観点からも、各市町村においては一2（1）で述べたとおり、市町村の区域内の空家等の所在、所有者等について内部部局間で広く情報共有を図り、空家等対策について内部部局間の連携を取りやすい体制を整備することが重要である。

○災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）（抄）

（市町村の応急措置）

第六十二条 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、法令又は地域防災計画の定めるところにより、消防、水防、救助その他災害の発生を防禦し、又は災害の拡大を防止するために必要な応急措置（以下「応急措置」という。）をすみやかに実施しなければならない。

- 2 市町村の委員会又は委員、市町村の区域内の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者その他法令の規定により応急措置の実施の責任を有する者は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、地域防災計画の定めるところにより、市町村長の所轄の下にその所掌事務若しくは所掌業務に係る応急措置を実施し、又は市町村長の実施する応急措置に協力しなければならない。

（応急公用負担等）

第六十四条 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、当該市町村の区域内の他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、若しくは収用することができる。

- 2 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、現場の災害を受けた工作物又は物件で当該応急措置の実施の支障となるもの（以下この条において「工作物等」という。）の除去その他必要な措置をとることができる。この場合において、工作物等を除去したときは、市町村長は、当該工作物等を保管しなければならない。

- 3 市町村長は、前項後段の規定により工作物等を保管したときは、当該工作物等の占有者、所有者その他当該工作物等について権原を有する者（以下この条において「占有者等」という。）に対し当該工作物等を返還するため、政令で定めるところにより、政令で定める事項を公示しなければならない。

- 4 市町村長は、第二項後段の規定により保管した工作物等が滅失し、若しくは破損するおそれがあるとき、又はその保管に不相当な費用若しくは手数を要するときは、政令で定めるところにより、当該工作物等を売却し、その売却した代金を保管することができる。

- 5 前三項に規定する工作物等の保管、売却、公示等に要した費用は、当該工作物等の返還を受けるべき占有者等の負担とし、その費用の徴収については、行政代執行法（昭和二十三年法律第四十三号）第五条及び第六条の規定を準用する。

- 6 第三項に規定する公示の日から起算して六月を経過してもなお第二項後段の規定により保管した工作物等（第四項の規定により売却した代金を含む。以下この項において同じ。）を返還することができないときは、当該工作物等の所有権は、当該市町村長の統轄する市町村に帰属する。

7～10 （略）